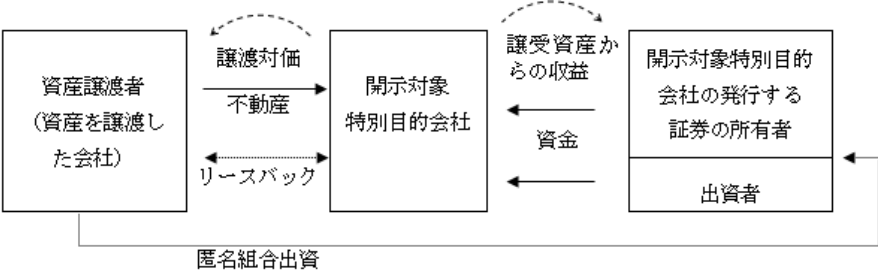


企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」

企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（最終改正 2011 年（平成 23 年）3 月 25 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について西暦による表記を追記するなどの形式的な修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第 15 号 一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針</p> <p style="text-align: center;">2007 年（平成 19 年）3 月 29 日 改正 2008 年（平成 20 年）6 月 20 日 改正 2011 年（平成 23 年）3 月 25 日 <u>最終改正 2024 年 9 月 13 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 15 号 一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 3 月 29 日 改正平成 20 年 6 月 20 日 <u>最終改正平成 23 年 3 月 25 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針 適用時期等 適用時期</p> <p>4-5. <u>2024 年改正の本適用指針（以下「2024 年改正適用指針」という。）の適用時期は、2024 年に公表された企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>適用指針 適用時期等 適用時期</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>議 決 6-5. <u>2024年改正適用指針は、第532回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>議 決 (新 設)</p>
<p>結論の背景 経 緯 7-4. <u>2024年改正適用指針では、2024年のリース会計基準の公表に伴い、参考(開示例)3(1)に関する所要の改正を行った。</u></p>	<p>結論の背景 経 緯 (新 設)</p>
<p>参考(開示例) 3. 不動産の流動化(1) (想定している取引のイメージ図)</p>  <p>(以下 略)</p>	<p>参考(開示例) 3. 不動産の流動化(1) (想定している取引のイメージ図)</p>  <p>(以下 略)</p>
<p>(開示例) 当社及び一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しており</p>	<p>(開示例) 当社及び一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、不動産の流動化を実施しており</p>

改正後	改正前
<p>ます。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化においては、不動産を特別目的会社に譲渡し、当社及び一部の連結子会社は、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。</p> <p>また、当該流動化においては、譲渡した不動産のリースバックを行っている場合があります。さらに、いくつかの特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しています。匿名組合出資金については、すべてを回収する予定であり、<u>20XX</u>年3月末現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。</p> <p>これまで流動化を行い、<u>20XX</u>年3月末において、取引残高のある特別目的会社は○社あり、これらの直近の決算日における資産総額（単純合算）はX,XXX百万円、負債総額（単純合算）はX,XXX百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び連結子会社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです。</p>	<p>ます。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化においては、不動産を特別目的会社に譲渡し、当社及び一部の連結子会社は、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。</p> <p>また、当該流動化においては、譲渡した不動産の<u>賃借</u>（リースバック）を行っている場合があります。さらに、いくつかの特別目的会社に対しては、匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しています。匿名組合出資金については、すべてを回収する予定であり、<u>平成XX</u>年3月末現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。</p> <p>これまで流動化を行い、<u>平成XX</u>年3月末において、取引残高のある特別目的会社は○社あり、これらの直近の決算日における資産総額（単純合算）はX,XXX百万円、負債総額（単純合算）はX,XXX百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び連結子会社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当期における特別目的会社との取引金額等は、次のとおりです。</p>

改正後				改正前			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	主な取引の金額 又は期末残高	主な損益			主な取引の金額 又は期末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)			(項目)	(金額)
譲渡した不動産（注1）	X, XXX	売却益	XXX	譲渡した不動産（注1）	X, XXX	売却益	XXX
匿名組合出資金（注2）	XXX	分配益	XXX	匿名組合出資金（注2）	XXX	分配益	XXX
使用権資産の取得（注3）	X, XXX	支払利息	XXX	賃借（リースバック）取引（注3）	—	支払リース料	XXX

(注1) 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、特別利益に計上されております。

(注2) 匿名組合出資金に係る取引金額は、当期における出資額によって記載しております。20XX年3月末現在、不動産の流動化に係る匿名組合出資金の残高は、X, XXX百万円であります。また、当該匿名組合出資金に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

(注3) 譲渡した不動産についてリースバックを行っている場合があり、リースバックについて、リース開始日に、使用権資産とリース負債を計上しております。なお、使用権資産の取得に係る取引金額は、リース開始日に算定されたリース負債の計上額に付随費用を加算した金額で記載しております。また、リース負債は毎月

(注1) 譲渡した不動産に係る取引金額は、譲渡時点の譲渡価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、特別利益に計上されております。

(注2) 匿名組合出資金に係る取引金額は、当期における出資額によって記載しております。平成XX年3月末現在、不動産の流動化に係る匿名組合出資金の残高は、X, XXX百万円であります。また、当該匿名組合出資金に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

(注3) 譲渡した不動産について賃借（リースバック）を行っている場合があり、当該賃借取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されております。なお、当該賃借取引は、解約不能オペレーティング・リース取引に該当し、その未経過リース料の

改正後	改正前
<u>の返済を行っており、20XX 年 3 月末現在におけるリース負債の残高は X,XXX 百万円であり、リース負債に係る支払利息は、営業外費用に計上されております。</u>	<u>金額については、「リース取引関係」において注記しております。</u>

以 上